慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデンにおける少年法律違反者に対する特別規定(Lag 20 mars 1964 med vissa bestämmelser om unga lagöverträdare)
Sub Title	Special provisions to juvenile offenders in Sweden, 1964
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.9 (1967. 9) ,p.80- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670915-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデンにおける少年法律違反者に対する特別規定（Lag 20 mars 1964 med vissa bestämmelser om unga lagöverträdare）

坂田　仁

スウェーデンにおける一九六二年の刑法の改正[1]（一九六五年一月一日施行）は、その関連領域に影響を及ぼし、少年事件に関する領域でもいくつかの法律が改廃された。その中で重要なものが一九六四年の「少年法律違反者に対する特別規定」（Lag 20 mars 1964 med särskilda bestämmelser om unga lagöverträdare）である。

この法律以前に、少年事件手続を規制していた法律は、(1)児童福祉法[2]（Lag om samhällets vård av barn och ungdom—barnavårdslag—）、(2)未成年者に対する起訴の放棄に関する法律（Lag 19 maj 1944 om eftergift av åtal mot vissa underåriga）、(3)未成年者の刑事訴訟事件に関する規定（Lag 20 dec. 1946 med vissa bestämmelser om mål rörande brott av underårig）、(4)未成年者の犯罪に対する制裁に関する規定（Lag 30 dec. 1952 med vissa bestämmelser om påföljd för brott av underårig）、(5)少年拘禁に関する法律（Lag 15 uni 1935 om ungdomsfängelse）であつた。

これらのうち、(1)は一九二四年の旧法を改正したもので直接刑法改正の影響は受けていない。(4)、(5)は新刑法の中にとり入れられて、(4)は第三一章に、(5)は第二九章にそれぞれ新たに規定されたので、いずれも刑法施行法第二条で廃止された。また、(2)、(3)は裁判所手続法（Rättegångsbalk）第二〇章第六～七条の改正によつて起訴法定主義がいく分緩和されたことと関連して、前記の少年法律違反者に対する特別規定に一部修正の上統合された。

（1）Brottsbalk given den 21 dec. 1962. 宮沢浩一「一九六五年スウェーデン新刑法典における「制裁」について」判例タイムス二〇二号四～一六頁参照。

（2）宮沢・坂田「スウェーデンにおける新児童福祉法」法学研究三八巻一一号五八頁以下、坂田「スウェーデンの児童福祉委員会」ジュリスト三四四号七三頁以下（なお、同稿中、未成年者に対する起訴の放棄に関する法律を扱つた部分は全て取消す。）、坂田「スウェ

ーデンの児童福祉法について」家庭裁判月報一八巻二号一四三～一五七頁。

× × ×

この法律は三つの事項を定める。一は未成年者に対する起訴の放棄であり、二は未成年者に対する刑事訴訟手続の特則であり、三は一五歳未満の触法少年に関する「証明請求」である。

一　起訴の放棄

スウェーデンではドイツと同様起訴法定主義[1]がとられており、起訴の放棄は次の五つの場合に行われる。

(1)　裁判所手続法二〇章七条による場合　これには更に、(a)罰金刑のみで充分な場合、[2](b)余罪にあたる犯罪で、それが訴追するだけの重要性をもたない場合、(c)犯罪者の再犯の防止に刑法上の制裁が不要とみられる場合、(d)精神疾患による犯罪で、他の医療措置を受けている場合の四つに分かれる。

(2)　本法による場合[3]　未成年者については、前記(1)の要件の存するときの他、(a)児童福祉法二六条による観察、二九条による公的保護もしくはこれと関連する措置の対象となつているとき、または(b)未成年者の犯罪があやまちもしくは軽率さから行われているときに起訴の放棄がされる。

(3)　児童福祉法六九条により、児童が少年福祉学校に収容されているときには、検事正の権限で、同学校委員会を取調べた後に起訴の放棄ができる。

(4)　禁酒保護法 (Lag om nykterhetsvård) 五七条により、保護施設に強制収容されている者の一定の犯罪について検察官はその者に対して公訴を提起しないことができる。

(5)　反社会的行為の規制に関する法律 (Lag om åtgärder vid samhällsfarlig asocialitet) 二一条により労働施設に収容されている者の一定の犯罪について検察官は起訴の適否を決定することができる。

これらの要件を内容的にみると、事件が軽微である等の理由で刑法上の制裁が不要な場合、刑法上の他の制裁を受けている場合および刑法の領域外で何らかの措置を受けている場合に分けることができよう。

未成年者に対する起訴の放棄は最後の場合に属し、児童福祉法上の措置を予想しつつ、起訴の放棄がなされるのである。前掲の五つの場合のうち、未成年者に特に関係の深いのは(2)と(3)である。(1)、(4)については未成年者もふくまれるが数は比較的少ない。[4] (5)はこの法律の性格から未成年者をふくまない。[5] また、(3)についても、少年福祉学校の収容者に関する特則であつて、一般的なものではない。従つて、未成年者について起訴の放棄を問題にする場合には本法によるのが原則だということができる。

一九四四年の法律は、罰金より重い刑の定めのある事件について、裁判所手続法二〇章七条以外に、その者が児童福祉法による公的保護のため措置決定されているときまたはその犯罪があやまちま

たは軽率さより生じているときに起訴の放棄を認めていた。[6] その裁定は検事正の権限であつた。[7]

本法は、この要件のほかに新たに同法二六条の場合を定めたものであり、同時に起訴の放棄の裁定の権限を検事正から検察官一般に拡げたのである。ただ別に一九六四年一〇月二九日の検察官に関する勅令（Kungl. Kungörelse 29 okt. 1964 med föreskrifter för åklagare i vissa brottmål）により罰金より重い刑の定めのある犯罪について起訴を放棄すべきときは、検察官は検事総長の指示に従い記録を作成し、検事総長に報告しなければならない。[8] また、起訴放棄の裁定は保護者立会の上で未成年者に告知するものとされ、[9] 更に、児童福祉委員会が実際に処置をとつたか否かを調査、確認した上で起訴放棄の裁定をすべきものとされる。[10] そして、児童福祉委員会が何らの措置もとらなかつた場合には、検事正が地区検事からの報告にもとづき社会福祉顧問官（socialvårdkonsulent）と協議して[11] その事実を州庁（länsstyrelse）に通告するものとされている。これによつて州庁から児童福祉委員会にあてて必要な措置の執行について何らかの指示がなされることを期待しているのである。ニキストによれば、起訴の放棄によつて児童福祉委員会に送致された少年について、児童福祉委員会は、その事件が軽微であることもあつて、何らの措置もとらないことが多かつたという。[12] 実際に過去にこうした事例がいくらかみられたようで、この点を改める意味をこの勅令の規定はもつている。この点に関連して興味をひくのは、刑法三一章一条によつて裁判所が未成年者の事件を児童福祉委員会に送致した後、委員会が法律の定めるところによつてとるべき保護の要件が存しないことが明らかになつた場合、検察官の請求により裁判所は送致の判決を取り消し、その他の制裁を科すことができる点である。この規定は判決の事後の変更をみとめており、我々には理解しにくいのであるが、前記の検事正の州庁への通告とともに、いわば刑法と児童福祉法との二つの法領域の間にできる間隙をうめる機能をもつものである。[13] 刑法典が「非常に常識的であり、実務的である」と同時に、その構成は「理念的には応報の思想よりは予防の思想に近い」ということがこの基礎にあると思われる。[14] 因みに刑法一章七条は、制裁の選択の基準として「判決をうけた犯罪者の社会復帰に役立つこと」をあげている。[15]

こうした観点からみれば、検察官の起訴放棄そのものも社会復帰の促進が主要な目的で、いわゆる公安の維持一本に検察官の活動の目標がしぼられているわけでないことが理解できるように思われる。とくに、起訴放棄後の検察官の活動を定めた勅令が、起訴放棄の取消でなく（公安の観点からの取消は本法で別に定めている）、州庁への通告を検察官のとり得る最終的処置としていることに我々は注意を払う必要があろう。

（1）裁判所手続法二〇章一条。

（2）スウェーデンでは検察官に四〇以下の日数罰金を科す権限が与えられている。（裁判所手続法四八章一条）

（3）本法一～六条。なおこの裁定をなす際児童福祉委員会の意見を求めなければならない。（本法三条）

(4) Ola Nyquist, Juvenile Justice, 1960, p. 19, Chart Ⅲ.
(5) 反社会的行為の規制に関する法律は二一歳以上の者にのみ適用される。(同法一条)
(6) 未成年者に対する起訴の放棄に関する法律二条。
(7) 同法三条。
(8) 同勅令一条。
(9) 同勅令二条。
(10) 同勅令三条。
(11) 前同条。
(12) O. Nyquist, op. cit., p. 18, 20, 223.
(13) シムソン博士よりの私信。
(14) 宮沢、前掲判例タイムス二〇二号九～一〇頁。
(15) 宮沢、同誌一五～一六頁参照。

二　刑事訴訟手続の特則

第二の点は犯罪で起訴された未成年者の公判手続に関する規定である。これは刑法等の改正にもとづき用語に修正を施した他は、旧「未成年者の刑事訴訟事件に関する規定」の内容を引きつぎ、本質的な変更はない。

未成年者が公判に付されれば直ちに人格調査(personundersökning)が裁判所の命令によつて開始され、[1] 未成年者の「個人的情況」と「社会復帰のための適当な措置」とが調査される。[2] 人格調査を要する事件は、六月以上の拘禁、条件付判決、保護観察、少年拘禁、抑留、特別保護への引渡が考慮される場合とあるので、未成年者の事件は、罰金刑のみが予想される場合を除き、ほとんど全部の事件について人格調査が行われることになる。[3]

人格調査の担当者は保護顧問官(skyddskonsulent)であるのが原則であるが、[4] 裁判所は判事補の資格のある法学士や児童福祉領域のソーシャルワーカーに調査を命じる例も多く傾向としては訓練を受けたソーシャルワーカーがこれに当るようになつて来ている。[5]

刑事事件の第一審の審理は通常一人の裁判官と七～九人の参審員とで行われるが、[6] その中に少年の保護と訓練とに理解と経験とを有する者が選任されなければならない。[7] そして、参審員は七人以上の意見の一致を以て裁判官の判断をくつがえせるのであるから、[8] 刑法一章七条の制裁選択の基準をも考慮に入れれば、未成年者の事件の審理に当つて少年保護の立場が優位を占めることも予想できる。更に、未成年者の被告人には国選弁護人が必ず附され、[9] 事件の審理は迅速に行わなければならない。[10]

なお、未成年者に対して科される制裁は刑法に定めるすべての制裁であるが、拘禁刑の適用は原則的には除外され、[11] 保護観察に付することも制限されている。[12]

(1) 人格調査に関する法律(Lag 29 juni 1964 om personundersökning i brottmål) 三条。
(2) 同法一条。
(3) 同法二条。O. Nyquist, How Sweden Handles Its Juvenile and Youth Offenders, Federal Probation vol. 20, no. 1, p. 37.
(4) 同法四条。

(5) O. Nyquist, op. cit., p. 37, note 4.
(6) 坂田「スウェーデンの児童福祉委員会」ジュリスト三四四号七三頁。裁判所手続法一章四、五、一一、一二の各条。
(7) 本法一〇条。
(8) O. Nyquist, op. cit., p. 38; Gerhard Simson, Das Zivil- und Strafprozessgesetz Schwedens, 1953. S. 15.
(9) 本法一一条。
(10) 本法一二条。
(11) 刑法二六章四条。
(12) 刑法二八章一条。ニキストによれば、保護観察、児童福祉委員会への送致、罰金、拘禁、少年拘禁（一八～二一歳の者のみ）が科されることとなつているが(O. Nyquist, op. cit., pp. 38-9)、刑法改正により未成年者には少年拘禁を原則とし、また児童福祉委員会の措置を保護観察に優先させることになつたのである。なお、宮沢、前掲判例タイムス二〇二号一一～一五頁参照。

三　証明請求 (Bevistalan)

スウェーデンの刑事責任年齢の下限は一五歳である。[1] 一五歳未満の者の行為は全て児童福祉委員会で扱い、たとえ触法行為を起こしても、それを警察、検察の捜査段階で取調べることは強く規制されている。[2] そのため、これらの者が重大な触法行為を行つた嫌疑を受け、しかもその事実を否認したとき、児童福祉委員会は重大な困難にぶつかる。ニキストは、児童福祉委員会が一五歳未満の者について一般予防的観点をも考慮せざるを得ない難点にふれているが、[3] 右の場合はこの難点を示すものに他ならない。証明請求は、こうした困難を解決するために新設された例外的な手続である。

英、米の少年裁判所の手続においては事実認定過程と処遇決定過程とを分けるのが通例であるが、[4] 少年裁判所では裁判官がこの二つの手続を主宰するので、行為事実の審理について問題を生じることはない。しかし行政委員会の形をとるところでは、一つの機関がこの両過程を実施することは不可能である。それもノルウェイのように児童福祉委員会に裁判官が委員として参与する可能性のある場合[5]はよいとしても、スウェーデンにはこの可能性もない。スウェーデンの児童福祉委員会は児童の処遇を中心に考える行政機関であり、証拠を審理するには不適当である。委員会の裁判所化は児童福祉法の改正作業の中で旧法の実務に対してなされた批判の一つになつている。[6] そのためこの欠陥の補充がどうしても必要になる。現実に児童福祉法の改正作業の過程において、一三歳の児童が幼女を殺害した事件で、その事実が否認されたことがあり、これがこの規定の新設の動機の一つになつたといわれている。[7]

証明請求は右の事例からも判るように、ごく例外的な場合に用いられ、しかも、この手続は児童福祉委員会又は州庁からの申立にもとづいて検察官が裁判所に対して事実の審理を請求するのであり、その申立による以外にこの手続を開始する方法はない。[8]

(1) 刑法三三章一条。
(2) 捜査に関する勅令 (KM: ts förundersökningskungörelse 19 dec. 1947) 一五、一六条。

(3) O. Nyquist, Juvenile Justice, p. 223.
(4) 例えばカリフォルニア州の場合（Welfare and Institutions Code §§ 701～702.）
(5) ノルウェイ児童福祉法五条参照。
(6) O. Nyquist, op. cit., p. 154 f.
(7)(8) シムソン博士からの私信。

× × ×

少年法律違反者に対する特別規定

（一九六四年三月二〇日法律第五四二号）

第一条　行為の時に一八歳に満たない者が犯罪を行つた場合、裁判所手続法第二〇章第七条に定める場合の他次の場合に検察官はその犯罪について公訴を提起しないことができる。

一、未成年者が児童福祉法第二六条により観察に付されているとき、同法第二九条により公的保護のため措置決定されているときもしくはこれと関連する措置の対象となつているとき、またはかかる措置を受けていないが特別な監督を受けもしくは適当な職業を得ているときであつて、かつそれによつてその者の改善に最も適した方法がとられていると考えられる充分な理由が存するとき。

二、その犯罪が明らかにあやまちまたは軽率さから生じているとき。

ただし公の観点から必要と考えられる場合には公訴を提起しなければならない。

第二条　第一条による裁定は迅速に処理するものとする。この裁定に達しなかつた場合には遅滞なく公訴を提起しなければならない。

第三条　犯罪について公訴を提起しない相当な事由の存するとき、検察官は、事件について裁定する前に、未成年者の居住するコミューンの児童福祉委員会より当該未成年者について措置をとつたか否かもしくはとる予定であるか否かという点および委員会の見解に従えば右の措置が未成年者の改善に最も適しているか否かという点に関して意見を求めなければならない。

検察官の要求があつた場合または児童福祉委員会がみずから必要とみとめた場合、委員会はその意見の中に未成年者の個人的な成長ならびにその変化および生活情況についての報告をふくめなければならない。

児童福祉委員会はその意見を遅滞なく提出しなければならない。

犯罪が軽微な場合には検察官は児童福祉委員会の意見を求めないで右の犯罪について公訴を提起しない旨の裁定をすることができる。

第四条　公訴を提起しない旨の裁定は相当な方法により未成年者に送達するものとする。

児童福祉委員会の措置が当然必要とされる場合には、右の裁定を委員会に対しても通知するものとする。

第五条　公訴を提起しない旨の裁定は公の観点から理由のある場合には取り消すことができる。

第六条　少年福祉学校に収容されている者またはアルコール常用者の一般保護施設に収容されている者に対して公訴を提起する必要の有無の審査については別に定める。

第七条　特別な理由が存しない限り一八歳未満の者はこれを勾留してはならない。

第八条　二一歳未満の者に対して公訴が提起されている刑事事件は、その犯罪に対して罰金より重い刑の科され得る場合、出来る限り人の注意を惹かないような方法で公判に付さなければならない。

二一歳未満の者に対する刑事事件手続において、その未成年者に対して注意がむけられているため手続の公開が明らかに不適当であると考えられる場合、裁判所は右の事件を非公開で公判に付す旨の命令を発することが出来る。右の命令を発する必要の認められる場合であつて、かつ二一歳以上の者が同時に右の事件について起訴されている場合には、裁判所は、審理に重大な支障を来たさないと考えられる限り、当該未成年者に対する公訴を別個の事件手続として審理するものとする。

第二項に基いて宣告された命令に拘わらず、裁判所は、被告人の家族又はその他その出廷が利益をもたらすと考えられる者に公判に出席することを許可することができる。

第九条　二一歳未満の者に対し監護権を有する者を事件手続の中で取り調べることが適当である場合には、その取調がなされない限りその者に拘禁、保護観察または少年拘禁を科すことはできない。右の事件手続において人格調査を実施すべき場合には必要に応じて人格調査担当者をも取り調べるものとする。

第一〇条　二一歳未満の者に対する事件手続において罰金以外の制裁を科すべき事由がある場合、特に参審員の構成にあたつて少年の保護および訓練に関して経験および理解をもつ者を参審員に選任することを要する。

第一一条　第一〇条に規定する場合に未成年者に弁護人がついていない場合国選弁護人を付するものとする。ただし事件の性質その他の理由により弁護人が明らかに不必要であると考えられる場合はこの限りでない。

第一二条　二一歳未満の者に対する事件手続は常に迅速に処理しなければならない。

一八歳未満の者に対して一年以上の拘禁にあたる罪により公訴が提起されたときは、その者が勾留されていない場合であつても被告人が勾留されている事件手続の処理について定められた審理期間をまもらなければならない。裁判所手続法第四五章第一四条に公判の続行について定められた期間は、これを一週間ではなく二週間とするものとする。

第一三条　一五歳に達する以前に刑罰法令に触れる行為を行つた疑いをかけられた者について、検察官は児童福祉委員会または州庁の申立にもとづき、公の観点から必要と考えられる場合に、右被

疑者が行為を実行したか否かを審理することを裁判所に請求することができる。（証明請求）

第一四条　証明請求については一年以上の拘禁の定めのある犯罪に対する公訴に関して定められているところを準用するものとする。裁判所手続法第二四章および第二五章に規定されていることは、証明請求についてはこれを適用しないものとする。裁判所手続法第三一章第一条に定める訴訟費用は国庫より支弁するものとする。

付記　本稿を書くに当つてスウェーデン司法省のシムソン博士及び慶應義塾大学の宮沢教授に大変御世話になつた。その御好意に対して心から御礼申上げる。